○財務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省、農林水産省、環境省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）を実施するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成十五年財務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省、農林水産省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
様式第1（第7条関係） （略） 備考 1～7　（略） 8　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	**様式第1**（第7条関係） （略） 備考 1～7　（略） 8　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
様式第2（第12条関係） （略） 備考 1・2　（略） 3　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	**様式第2**（第12条関係） （略） 備考 1・2　（略） 3　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
様式第3（第17条関係） （略） 備考 1～6　（略） 7　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	**様式第3**（第17条関係） （略） 備考 1～6　（略） 7　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
様式第4（第19条関係） （略） 備考 1・2　（略） 3　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	**様式第4**（第19条関係） （略） 備考 1・2　（略） 3　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
様式第5（第20条関係） （略） 備考 1・2　（略） 3　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	**様式第5**（第20条関係） （略） 備考 1・2　（略） 3　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
様式第6（第23条関係） （略） 備考 1・2　（略） 3　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	**様式第6**（第23条関係） （略） 備考 1・2　（略） 3　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
様式第7（第25条第1項関係） （略） 備考 1・2　（略） 3　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	**様式第7**（第25条第1項関係） （略） 備考 1・2　（略） 3　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
様式第8（第25条第2項関係） （略） 備考 1・2　（略） 3　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	**様式第8**（第25条第2項関係） （略） 備考 1・2　（略） 3　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
様式第9（第28条関係） （略） 備考 1～3　（略） 4　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	**様式第9**（第28条関係） （略） 備考 1～3　（略） 4　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
様式第10（第29条関係） （略） （報告徴収及び立入検査） **第22条**　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、その生物検査の業務に関し報告を求め、又は当該職員に、登録検査機関の事務所に立ち入り、登録検査機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	**様式第10**（第29条関係） （略） （報告徴収及び立入検査） **第22条**　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、その生物検査の業務に関し報告を求め、又はその職員に、登録検査機関の事務所に立ち入り、登録検査機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。